

JSG ニュースレター

<Tax>

「企業 M&A 法」の一部条文改正案が 行政院の審議を通過

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

2021年12月30日付で「企業 M&A 法」（中国語：企業併購法）の一部条文改正案が行政院の審議を通過しました。企業 M&A 法は、2002年の公布・施行以降、2度の改正が行われており、直近の改正公布日は2015年7月8日となっています。今般の改正案は、M&A（Mergers and Acquisitions、合併と買収）に係る柔軟性の向上、および株主権益の保護に対する各界の要望に応え、經濟部が2020年10月7日付で予告していたもので、このほど、行政院の審議を通過しました。本改正案では、株主権益の保護、M&Aの柔軟性および効率性の向上、友好的 M&A に係る税制が三大ポイントとなっています。新規追加および改正の主な内容は、以下のとおりです。

改正の要点	条文	新規追加/改正の内容
株主の権益の保護	第5条	<ul style="list-style-type: none"> M&A 取引に係る取締役の利害関係および M & A 決議に賛成または反対している理由を、株主総会の招集理由において記載しなければならない旨の規定を追加する。
	第12条	<ul style="list-style-type: none"> M&Aに反対投票している株主の投資撤退の機会を確保し、その株式の財産権を保障するた

		め、M & A 取引に反対票を投じた株主も株式買取請求権を行使できる旨の規定を追加する。
M & A の柔軟性と効率性の向上	第 18 条 第 29 条 および 第 36 条	<ul style="list-style-type: none"> M & A の柔軟性および効率性の向上のため、M & A 取引について、株主総会決議を必要とせず、取締役会決議のみとできる場合の適用要件を緩和する。適用要件は、以下のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> 合併・買収側が発行する新株が発行済み株式総数の 20% を超過しない場合、または 合併・買収側が支払う株式、現金およびその他の資産の対価に係る総額、分割会社の分割譲渡する事業価値がその純資産の 20% を超過しない場合（現行は 2%）
友好的 M & A にかかる税制	第 40 条の 1	<p>（新規追加）</p> <ul style="list-style-type: none"> M & A によって取得した各無形資産の範囲を明文化し、実際の取得原価に基づき、法定耐用年数または 10 年で均等償却することができる旨を定める。
	第 44 条の 1	<p>（新規追加）</p> <ul style="list-style-type: none"> スタートアップ企業の友好的 M & A 環境を整えるため、合併・買収されたスタートアップ企業の個人株主が取得した株式の対価について、新たに規定追加。所得税法の規定に基づき算出した配当所得について、取得の次年度から起算して 3 年目まで所得の全額を繰り延べ、3 年目からの 3 年間にわたって均等課税することを選択できる旨を定める。 前項のスタートアップ企業は、以下の要件に合致していなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 設立登記から合併・買収決議まで 5 年未満である。 非公開会社である。

勤業衆信の見解

- 今般の改正案では、株主権益の保護に対する改正に加え、合併・買収側の規模が被合併・買収側に比してかなり大きい場合である非対称型 M & A（中国語：非対称併購）に係る適用範囲も拡大されており、台湾国内企業の M & A の活性化にとって大きな効果が見込まれます。
- 新規追加された第 40 条の 1 では、M & A の実務上、一般的に計上される識別可能な無形資産を勘案し、無形資産の範囲を明文化しています。また、実際の取得原価に基づき、一定の年数で均等償却することができる旨を定めています。なお、識別できない部分は、企業 M & A 法第 40 条に基づき、のれんとして計上します。これは、企業の合併・買収原価の一部が課税所得額から控除できないという不合理な現状を改善し、租税の応能負担の原則を実現するものです。
- このほか、今般の改正案では、スタートアップ事業に対する友好的 M & A の環境づくりのため、合併・買収されたスタートアップ企業の個人株主が受け取る株式の対価に係る規定を追加しました。所得税法の規定に基づき計算した配当所得について、取得の次年度から起算して 3 年目まで所得の全額を繰り延べ、3 年目からの 3 年間にわたって均等課税することを選択できます。

これにより、スタートアップ事業の株主の税負担が適切に軽減されることから、M&A の発展にとって助けとなります。

【参考資料(中国語)】

行政院新聞稿：

<https://www.ey.gov.tw/Page/9277F759E41CCD91/f0f2aed8-3cb7-4369-8fa3-00d6ce487eee>

經濟部作成 企業 M&A 法の改正に係る説明：

<https://www.ey.gov.tw/File/1B56E2BCCEF2C5F7?A=C>



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)

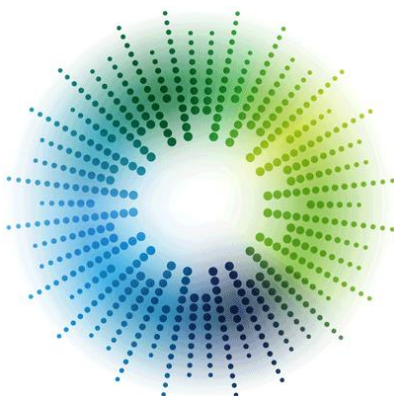


Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのひとつまたは複数のメンバーファームおよびその関連事業体を指します。DTTL の全世界の各メンバーファームならびにその関連する事業体はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関連事業体は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京などの 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織（“Deloitte ネットワーク”）は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。Deloitte ネットワークのいかなる事業体も本資料の利用者がこれらに依拠することにより被った損失について一切責任を負わないものとします。

©2022 勤業叢信版權所有 保留一切權利



日商組新聞稿

<Tax>

行政院通過「企業併購法」部分條文修正草案

行政院會 30 日通過「企業併購法」部分條文修正草案，將函請立法院審議。企業併購法自 91 年公布施行後歷經二次修正，最近一次修正公布日期為 104 年 7 月 8 日，此次修法為回應各界對於增加併購彈性及保障股東權益之呼籲，經濟部於 109 年 10 月 7 日預告「企業併購法」部分條文修正草案，今經行政院審查通過，本次修法有三大要點，包括：保障股東權益、增加併購彈性及效率、友善併購租稅環境等修法方向。謹提供本次增訂/修訂之重點內容如下供參。

修法方向	條次	增訂/修訂內容
保障股東權益	第 5 條	<ul style="list-style-type: none"> ● 修訂董事就併購交易之自身利害說明及贊成或反對併購決議之理由，應於股東會召集事由中敘明。
	第 12 條	<ul style="list-style-type: none"> ● 為確立投票反對併購股東之退場機制以保障其股份財產權，爰增訂投票反對併購之股東亦可行使股份收買請求權。
增加併購彈性及效率	第 18 條、第 29 條及第 36 條	<ul style="list-style-type: none"> ● 為增加併購之彈性與效率，放寬併購毋須經股東會決議，僅須由董事會決議之適用要件： <ol style="list-style-type: none"> 1. 併購公司發行新股未超過已發行股份總數 20%；或 2. 併購公司支付股份、現金及其他資產之對價總額，以及被分割公司分

		割讓與之營業價值，不超過其淨值之 20%(原規定為 2%)
友善併購租稅環境	第 40 條之 1	<ul style="list-style-type: none"> ● 本條新增，明定併購取得之各項無形資產範圍，得按實際取得成本於按法定享有年限或 10 年內平均攤銷。
	第 44 條之 1	<ul style="list-style-type: none"> ● 本條新增，為促進友善併購新創公司環境，增訂被併購新創公司之個人股東所取得之股份對價，依所得稅法規定計算之股利所得，得選擇全數延緩至取得次年度之第三年起，分三年平均課徵所得稅。 ● 新創事業要件包括： <ol style="list-style-type: none"> 1. 設立登記至決議併購未逾 5 年； 2. 未公開發行股票之公司。

勤業眾信觀點

1. 本次修法針對股東權益保障予以修正外，又加以放寬非對稱併購適用範圍，對於活絡國內企業併購活動將會產生更大的助益。
2. 本次企業併購法修正草案增訂 40 條之 1，考量併購實務常見認列之可辨認無形資產，明訂無形資產範圍，並得按實際取得成本於一定年限內平均攤銷；而剩餘無法辨認者，則按企業併購法第 40 條認列為商譽。以改善目前企業部分併購成本，無法自課稅所得額減除的不合理現象，落實量能課稅原則。
3. 此外，本次修法為能友善併購新創事業環境，增訂被併購新創公司之個人股東所取得之股份對價，依所得稅法規定計算之股利所得，得選擇全數延緩至取得次年度之第三年起，分三年平均課徵所得稅，將可適度減輕新創事業股東之納稅壓力，有助於併購活動的發展。

【參考資料】

行政院新聞稿：

<https://www.ey.gov.tw/Page/9277F759E41CCD91/f0f2aed8-3cb7-4369-8fa3-00d6ce487eee>

經濟部發行之企業併購法修正說明：

<https://www.ey.gov.tw/File/1B56E2BCCEF2C5F7?A=C>



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息請點這

日商組官方網站請點這



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL")，以及其一家或多家會員所及其相關實體。DTTL 全球每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，DTTL 並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱“Deloitte 聯盟”)不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。

© 2022 勤業眾信版權所有 保留一切權利